



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係る

## 縦覧等のお知らせ

平成19年9月20日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	鹿島田駅西部地区再開発株式会社 川崎市幸区鹿島田890-7 代表取締役 倉橋 正也	
	指定開発行為の名称	鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業	
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）	
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田890-7 ほか (敷地面積：約22,820㎡)	
	指定開発行為の目的	共同住宅及び生活利便施設の建設並びに公共施設の整備	
	指定開発行為の内容	住宅棟：延べ面積 約 78,150㎡、建物階数 地上 47階地下 2階、建物高さ 約 165m、計画戸数 約 620戸、計画人口 約 1,860人 生活利便施設棟：延べ面積 約 20,150㎡、建物階数 地上 6階地下 1階、建物高さ 約 35m、 公共施設：古市場矢上線、市道鹿島田3号線の整備	
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成20年度 完了予定：平成24年度	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年9月20日（木）から 平成19年10月19日（金）まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く)	
	縦覧場所	川崎市：幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） (午前8時30分から午後5時まで) 横浜市：神奈川区役所、鶴見区役所、港北区役所、保土ヶ谷区役所、西区役所、南区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） (午前8時45分から午後5時15分まで) 大田区：矢口特別出張所、嶺町特別出張所、鶴の木特別出張所、雪谷特別出張所、久が原特別出張所、千束特別出張所及び大田区役所（環境保全課） (午前9時から午後5時まで) 品川区：荏原第一地域センター、荏原第二地域センター、荏原第三地域センター及び品川区役所（環境清掃事業部環境課） (午前8時30分から午後5時15分まで) 目黒区：南部地区サービス事務所及び目黒区役所（環境清掃部環境保全課、区政情報コーナー） (午前9時から午後4時30分まで)	
	条例公聴会の開催について	・条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 ・条例公聴会開催申出書の提出期限：平成19年10月19日（金）まで（郵送の場合は10月19日消印有効） ・申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。	
	申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>	
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合	申出がない場合	
	① 条例公聴会の開催	↓	市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べるすることができます。
	② 川崎市環境影響評価審議会での審議	↓	環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。
	③ 条例審査書の公告	↓	上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。
	④ 条例評価書の公告		条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。